

軽自動車税・自動車税の減免について

障害者のために使用する車で、一定の要件を満たす場合

税務課（内線531）

障害者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税・自動車税の減免を受けられます。

■対象となる車両
 ○障害者が所有し、自らが運転する車

○障害者（18歳未満の身体障害者や知的障害者、精神障害者と生計を同じくする方を含む）が所有し、生計を同じくする方が、障害者の通院、通学などのために運転する車

○障害者のみの世帯の方が所有し、常時介護する方が、障害者の通院、通学などのために運転する車

※障害の程度などによる制限があります。自家用の軽自動車・自動車あわせて1台に限ります。

■申請に必要なもの

○減免申請書（軽自動車税は税務課、自動車税は中予地方局課税課などで入手できます。）

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または精神障害者保健

福祉手帳

○運転者の運転免許証

○納税通知書

○印鑑（認印）

○自動車検査証

※「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

■申請期間

○軽自動車税 5月12日（木）～24日（火）
 ○自動車税 5月24日（火）まで

※4月1日以降、新たに減免要件に該当したとき、申請により月割で自動車

税の一部減免される場合があります。

※そのほか、構造上専ら障害者の利用に供する車や、公益事業のために直接専用する車についても減免制度があります。

■申請窓口・問い合わせ

○軽自動車税：税務課、または各地域事務所

○自動車税：中予地方局課税課
 ☎909-18754

人の動き（3月末日現在）

人口	39,412人（-79）
男	18,428人（-24）
女	20,984人（-55）
世帯	15,607世帯（-8）
出生	29人（+15）
死亡	48人（+7）

※外国人を含めた数値。（ ）は前月比。

市内の交通事故状況（3月末日現在）

	3月	累計	前年比
発生	15件	37件	-4件
死者	0人	0人	-1人
傷者	19人	49人	-1人

市内の街頭犯罪等発生状況（3月末日現在）

	3月	累計	前年比
侵入盗	2件	6件	-9件
自動車盗	0件	0件	-1件
オートバイ盗	2件	4件	+3件
自転車盗	2件	4件	-10件
車上ねらい	0件	4件	-7件

水道の休日当直当番業者

月	日	指定工事事業者	電話	
5	1(日)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398	
	3(火)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598	
	4(水)	友澤設備 大平	982-1381	
	5(木)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268	
	7(土)	(有)港南設備 稲荷	982-4487	
	8(日)	(株)佐々木工業所 湊町	983-0450	
	14(土)	功栄設備 中村	982-5888	
	15(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185	
	21(土)	(有)栄電機設備 中山	967-1318	
	22(日)	(株)伊予設備 米湊	983-4613	
	28(土)	岩井水道工業所 大平	983-3066	
	29(日)	藤岡工業(株) 上灘	986-0350	
	6	4(土)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
		5(日)	未来設備 尾崎	983-5282

※水道メーターから宅地側の修理は自己負担。

※業者への依頼は、8:00～17:00。

市税の納期（5月）

	納期限	口座引落日
軽自動車税（全期）	5月31日（火）	5月27日（金）

高齢者介護に興味や熱意のある方

伊予市介護相談員を募集します

長寿介護課(内線562)

市では、介護サービス利用者の要望や意見を公平な立場で聞き、事業者に伝達する橋渡し役として、介護相談員制度を設けています。

■応募要件
特定の資格や経験は必要ありませんが、高齢者介護に興味や熱意のある方で、定期的な訪問と、市が実施する研修会などに参加できることが要件となります。

■活動内容
サービス提供事業所を定期的に訪問し、利用者との会話や行事への参加などを行います。そこで気付いたこと、要望などを事業者に伝えることで、利用者が安心して暮らせるお手伝いをさせていただきます。

■任期
2年間
■選考方法
面接審査による。(面接日時は、別途通知します。)
■申し込み・問い合わせ
5月13日(金)までに、長寿介護課へお問い合わせください。

大麻・けしに関する正しい知識を

不正大麻・けし撲滅運動について

健康保険課(内線733・734)

大麻・けしに関する正しい知識の普及、不正栽培や自生の大麻・けしの撲滅を図るため、4月1日から6月30日の間「愛媛県不正大麻・けし撲滅運動」を実施しています。

大麻を許可なく栽培することは法律で禁止されています。また、

けしの花には植えてよいものと悪いものがありますので、十分ご注意ください。
もし、不正栽培や自生している「けし」大麻を発見したときは、保健所、警察署、または愛媛県業務衛生課(☎912-2393)へご連絡ください。

地域環境の保全・推進活動に対して補助します

伊予市循環型社会づくり推進活動費補助金

市民生活課(内線535)

市は、循環型社会づくり・地域環境の保全などを推進する市民生活活動に対して補助金の交付を行っています。

■補助の対象となる団体
市民で組織する団体
■補助金額
1事業につき10万円を上限とする
■補助の対象となる活動
①省資源、省エネルギー、3R(リデュース・リユース・リサイクル)など、循環型社会づくりへの市民意識の向上を目的とした啓発活動

や循環型社会づくりを目指した推進活動
②自然環境や生活環境の保全の推進、人と自然の共生のための環境への負担を軽減する活動
③地球温暖化防止に向けた市民意識の向上を目的とした啓発活動
④その他循環型社会づくりに資すると市長が認める活動
■申込締切
6月10日(金)(応募多数の場合は、選考により決定します。)

教職員免許、保育士資格を有する方

児童クラブ指導員を募集します

福祉課(内線538)

南伊予児童クラブでは指導員を募集します。

■採用条件
○必要に応じて、登録された方に連絡し、面接による選考を実施します。採用は不定期で、すぐに採用されない場合があるほか、登録されても必ず採用されるとは限り

ません。
■応募資格
○教職員の普通免許状を有する方
○保育士の資格を有する方

■問い合わせ
南伊予児童クラブ
☎090-2823-1739

退職などにより異動をした方へ

国民年金の手続きはお済みですか？

健康保険課(内線547)

退職や結婚などの節目には、いろいろな手続きをしなければなりません。今回は、そのうちのひとつとして、国民年金の手続きについて説明します。

国民年金は強制加入です
20歳以上60歳未満の方は、国民年金へ加入して、保険料を納めることが義務になっています。国民年金の加入者は、職業などに応じて、三つの種別に区分されています。(左表のとおり)

国民年金の種別区分表

Table with 2 columns: 種別 (第1号被保険者, 第2号被保険者, 第3号被保険者) and 対象 (自営業、農林漁業、学生、無職などの方, サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している方(同時に国民年金にも加入しています。), 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方)

国民年金への切り替えが必要な時期の例をいくつか挙げます。
○会社で厚生年金に入っていた方が退職すると、国民年金に変わるため、加入の届出が必要です。(社会保険の手続きをしただけでは、年金の切り替えにはなりません。)
また、扶養されている配偶者もあわせて国民年金になりますので、手続きをしてください。

○会社は退職したけれど健康保険を任意継続にされた方は、厚生年金でなくなるので、国民年金へ加入してください。
○定年で退職したとき、60歳未満の配偶者がいる場合、国民年金へ切り替える手続きが必要となります。

■問い合わせ
松山西年金事務所(☎92515105)、または健康保険課

民生児童委員の改選について

4月1日付で、次の方が民生児童委員となりましたのでお知らせします。

- 氏名 川井 泰誠 さん
担当 郡中地区主任児童委員

5月5日(木)~11日(水)
平成23年度 児童福祉週間

【標語】
『おいでおいで
みんなで一緒に
遊ぼうよ』



伊予市消費者相談窓口からのお知らせ

つながって 支えあって 消費者力

相談は、決して恥ずかしいことではありません

【相談するときのポイント】

契約を行うきっかけとなった資料や契約書などの関連書類、インターネット上の画面や規約など、できる範囲でご準備ください。さらにメモに書いてみることで、問題点が整理できます。

- 契約したのはいつか
○何をいくらで買ったのか
○どこから購入したのか(会社名・連絡先など)
○きっかけは何か(例えば訪問販売)
○どんな説明を受けたか など

緊急の場合は、取り急ぎご連絡ください!

産業経済課 消費者相談窓口
専用電話 ☎982-1289

月・水・金曜日は専門の相談員が対応します。

地震被害に便乗した悪質商法にご注意ください。

お気軽にご相談ください

伊予市障害福祉サービス相談事業所のご案内

福祉課(内線53・556)

市では、障害者の方が住み慣れた地域で自立した生活が過ごせるように、さまざまな相談に乗りながら、必要な情報提供や権利擁護のための援助など、障害福祉に関する相談支援事業を行っています。

次の事業所の相談支援専門員が、サービス利用のための支援や調整をしています。

■市内の相談事業所



朝凧会
「伊予なぎさ園」
阿部 富美さん
☎982-6760



梅寿会
「指定相談支援事業所くりのみ」
森平 澄子さん
☎967-1460

■市外の相談事業所

○松山市社会福祉協議会
重松 直美さん
☎943-6307

○福角会 近藤 茂さん
☎978-17778

○あゆみ学園 今村 高博さん
☎972-10999

○宗友福祉会 藤本 篤さん
☎963-13772

○金亀会 西村 幸さん
☎965-10298

また、地域で活動している、次の障害者相談員による相談も行っています。障害者やその家族に必要な助言や関係機関への連絡など、障害者の自立更生を支援し、社会参加を促す手助けを行います。

《身体障害者相談員》

○藤岡 健次さん(米湊)
☎982-2170

○水田 恒二さん(本郡)
☎982-13675

《知的障害者相談員》

○仲神 早予子さん(上三谷)
☎982-13073

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当についてのお知らせ

福祉課(内線538)

子ども手当は、4月から9月までの6か月間、これまでと同じ月額13000円で引き続き支給されることになりました。

■支給金額

月額13000円(子ども一人につき)

■支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

■支給月

○6月(2月から5月分)
○10月(6月から9月分)

次の方は、手続きが必要です。

○出生などにより、新たに養育する子どもができた方

○すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方

○すでに受給していて、他の市町村から引越しをされた方

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

次の方は、手続きの必要はありません。

○すでに受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方

6月の現況届の提出は不要です。
※ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

交通の安全確保と子育て家庭の負担軽減

幼児2人同乗用自転車の購入費に助成します

福祉課(内線538)

市では、子育て家庭の経済的負担の軽減と、交通の安全確保を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費に助成を行っています。

■対象者

3人乗り自転車を購入した方で、次の①～④のすべてに該当する方

①市内に在住していること

②申請時に、幼児(6歳未満)を2人以上養育していること

③これまで、本人または同一世帯の方が、幼児2人同乗用自転車の購入費に係る助成金の交付を受けていないこと

④市税を滞納していないこと

■助成の内容

○(社)自転車協会が定める「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合しているもの(オプションで設置する、幼児が同乗できる座席を含む)の購入とします。

■助成の内容

○1世帯につき1台で、中古品や転売品は対象となりません。

○(社)自転車協会が定める「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合しているもの(オプションで設置する、幼児が同乗できる座席を含む)の購入とします。

○1世帯につき1台で、中古品や転売品は対象となりません。

■助成する額

購入費の2分の1に相当する額(100円未満は切り捨て)で、4万円を限度とします。

■申請方法

幼児2人同乗用自転車を購入した日から、3か月以内に申請をしてください。(申請書は、伊予市ホームページからダウンロードできます。)

■申請に必要なもの

①領収書(申請者の氏名、購入品目の名称が明記されている原本)
②製造メーカー保証書の写し(型番、製造番号、保証期間、申請者の氏名・住所などが記載されており、購入先が分かるもの)
③その他②の製造メーカー保証書の写しで、「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合した自転車か判断できない場合は、販売店などが発行する「幼児2人同乗用自転車安全基準」適合品である旨の証明書

■提出先・問い合わせ

福祉課、または各地域事務所

臨時職員募集のお知らせ

- 職種 社会福祉士
- 募集人員 1人
- 勤務場所 伊予市地域包括支援センター
- 賃金 8,120円(日額)
- 資格 社会福祉士免許を有する方
普通自動車運転免許を有する方
- 勤務時間 8:30～17:15
- 休日 土・日曜日、祝日
※勤務時間、休日については変更する場合があります。
- 応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、持参または郵送してください。
※社会福祉士免許の写しを添付してください。
- 提出先・問い合わせ 総務課人事担当(内線560・561)

みんなで目指そう
交通事故抑止
“アンダー60”!

春の全国交通安全運動

期間 5月11日(水)～20日(金)

スローガン 「交差点 人も車も 一呼吸」

郵便事業株式会社
重度の身体障害者・知的障害者に

「青い鳥郵便はがき」を無償で配布

郵便事業株式会社は、身体・知的障害者の福祉に対する理解と認識を深めるために、オリジナル封筒に入った通常郵便はがきを無料で配布しています。

■対象者

○重度の身体障害者(1級又は2級の方)
○重度の知的障害者(療育手帳「A」の方)

■受付期間 5月31日(火)まで

■配布枚数 1人20枚

■申込方法 お近くの郵便局に、身体障害者手帳、または、療育手帳を持参し、手続きを行ってください。
※郵送で申し込むこともできます。

■問い合わせ

郵便事業株式会社伊予支店 ☎983-0322

松くい虫防除のため

薬剤の空中散布にご協力をお願いします

産業経済課(内線579)

■空中散布の日時

5月31日(火)、午前5時ごろから正午ごろまで(通学時間帯は中断します。)

※雨など天候によって日程を延期する場合は、防災行政無線でお知らせします。

■空中散布の場所

大平・三秋・市場・稲荷・上吾川・下三谷・上三谷の一部(地図参照)

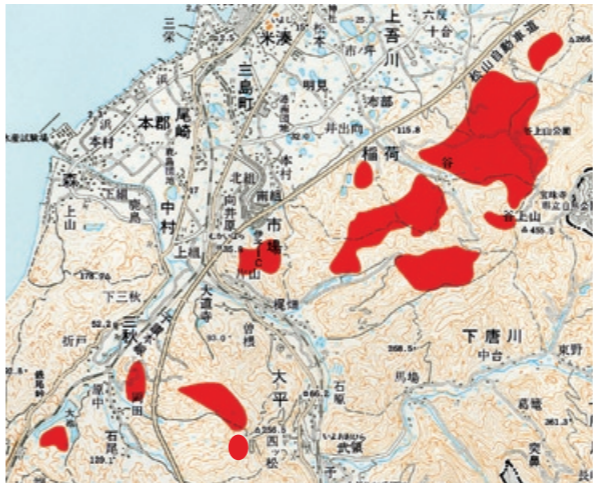
■散布方法

家屋、果樹園などの農耕地、飲料水に使用している水源地などを避け、ヘリコプターで松林樹上5〜15mの高さから薬剤を散布します。
※風速5m以上のときは散布しません。

■守っていただきたい

注意事項II

○散布区域内の山林には、立ち入らないでください。
○散布区域周辺の方は、散布当日の午前中は窓を閉め、飲



食物や洗濯物を屋外に出さないようにしてください。
○車を散布区域内とその周辺に駐車しないでください。
○もし、薬剤が体についたときは、石けん水でよく洗ってください。

※万一、空中散布が原因と思われる頭痛・めまい・吐き気などの症状を感じた場合は、すぐに医療機関で診察を受けてください。

畑作物も対象になります

農業者戸別所得補償制度について

産業経済課(内線574)

今年度から、農業者戸別所得補償制度が本格実施され、畑作物も対象になります。

■対象作物

○米、麦、大豆、そば、なたね
○水田は、水田活用の所得補償金として、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、地域振興作物(枝豆、ナス、キュウリ、トマト、ミニトマト、インゲン)も対象

■交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家・農業経営体

■提出方法など

○水田については、集落別説明会などで、配布している申請書・計画書を提出してください。
○畑地で畑作物の所得補償交付金を申請される方は、5月末までにご連絡ください。

■提出・連絡先

伊予市水田農業推進協議会(伊予市市場127-1、伊予営農支援センター内、☎982-14972)

◎水田活用の所得補償交付金【水田】

対象作物	交付単価
戦略作物助成	
小麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a
地域振興作物	50,000円/10a
二毛作助成	15,000円/10a
耕畜連携助成	13,000円/10a

◎米価変動補てん交付金【水田】

「当年産の販売価格」が「標準販売価格」を下回った場合に、その差額を補てんします。

◎畑作物の所得補償交付金【畑地・水田】

対象作物	平均交付単価
小麦	6,360円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg
六条大麦	5,510円/50kg
はだか麦	7,620円/60kg
大豆	11,310円/60kg
そば	15,200円/45kg
なたね	8,470円/60kg

※交付単価は、品質に応じて増減あり

◎米の所得補償交付金【水田】

15,000円/10a

下水道工事を実施します

平成23年度公共下水道工事計画のお知らせ

下水道課(内線585・586)

公共水域の水質改善や、快適で衛生的な生活環境を保全するため、下図のとおり、下水道工事などを実施します。

工事箇所付近の道路は、状況によって「片側交通規制」や「全面通行止」となる場合があります。

また、施工延長が増減する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

工事中は案内に従って安全を確認し、通行してください。

ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

下水道課

港南中学校周辺



八反地池周辺



尾崎地区周辺



市民参加型のまちづくり

行政評価委員会委員(外部評価委員)を募集します

行政改革・政策推進室(内線668)

市では、行政改革に関する取り組みとして、市が行うすべての事務事業について、妥当性・有効性・効率性などの観点から行政評価を行っています。

行政評価の客観性および透明性を高めるとともに、市民の市政への参画の機会を確保するため、市職員が行う内部評価と併せて、行政評価委員会委員による外部評価を行います。

この外部評価を行うにあたって、「行政評価委員会」の構成委員となっていたたく市民の皆さんを次のとおり募集します。

■応募資格
市内に在住する20歳以上の方
※市職員、市関係団体の役職者および学生を除く。

■募集委員 公募による市民2人
■他の構成員 学識経験者2人、市長が必要と認める者2人

■任期 2年
■報酬 市の規定による報酬(日額)を支給

■提出先・問い合わせ
行政改革・政策推進室(メールアドレス policy@city.iyo.lg.jp)

■開催日 6月から11月までの間に10日程開催予定
■選考方法 次項の作文による審査
■応募方法 所定の応募用紙に、応募の動機などを記入し、「参画と協働のまちづくり」をテーマとした作文(400字以上)を添えて、直接、郵送、またはEメールにて、5月23日(月)【必着】までに提出してください。

※応募用紙は、伊予市ホームページからダウンロードしていただくか、行政改革・政策推進室でお受け取りください。
※応募書類は返却しません。
※審査結果は全員に通知します。

■提出先・問い合わせ
行政改革・政策推進室(メールアドレス policy@city.iyo.lg.jp)

■報酬 市の規定による報酬(日額)を支給

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています

東南海・南海地震に備えて

伊予消防署 ☎ 982-0657

東日本大震災では、多くの尊い命が失われました。

今後30年以内に発生が懸念されている東南海・南海地震でも、大変大きな被害が予想されます。十分に対策をしておきましょう。

建物・家屋の耐震化

東南海・南海地震では、1〜2分間の大きな揺れが続ぎ、建物倒壊が予想されています。

まずは耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行いましょ。また、家具の転倒防止や家電製品の固定を行いましょ。

非常持出品の準備

3日以上の飲料水と非常食、防寒着・懐中電灯などを準備しましょ。非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすい所に置いておき、背負える袋に入れておけば両手が使えて便利です。

家族で防災会議

日頃から地震について話し合、情報を共有しておきましょ。
 ・避難所、避難路を確認
 ・家族との連絡方法の確認
 ・家族情報を書いたカードの作成

海岸付近には近づかない

津波は、第一波よりも第二波、第三波の方が大きい時もあります。第一波が過ぎ去つても、油断せず、十分警戒してください。

警報や注意報が解除されるまで、絶対に海岸付近には近づかないでください。

緊急地震速報の報知音を覚える

緊急地震速報発令から揺れを感じるまで、長くても数十秒です。テレビ・ラジオなどでは、緊急地震速報と共に報知音を知らせるので、報知音を覚えておくと、素早く避難することができます。

※報知音はNHKホームページや、NTTドコモホームページで視聴できます。

『災害用伝言ダイヤルは171』

加入電話・携帯電話・公衆電話などから利用でき、被災地の方の電話番号をキーにして、安否情報を音声で録音・確認するサービスです。171をダイヤルすると説明音声の流れます。

※録音の場合は、1をダイヤルして自分の電話番号を。再生の場合は、2をダイヤルして安否情報を確認したい相手の電話番号をダイヤルすること、安否確認ができます。

消防知識



「緊急消防援助隊」

緊急消防援助隊とは、大規模な災害や特殊な災害に、都道府県単位で、災害活動を行う消防応援部隊を言います。

東日本大震災では、伊予消防署からも愛媛県隊として、被災地へ活動しました。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(3月末日現在)

種別	3月分			累計		
	火災 件数	本庁	1	2	本庁	1
中山		0	中山		1	
双海		1	双海		2	
救急出場 件数	本庁	100	130	本庁	327	432
	中山	10		中山	42	
	双海	20		双海	63	

火災・救急 → 119

☎ 火災 救急病院 案内 982-5959



『住宅用火災警報器』

設置義務化まで

あと **1** か月

すべての住宅に、5月31日までに『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられています。あなたを守る・家族を守る『住宅用火災警報器』を設置しましょ。

悪質な訪問販売にご注意を！